

新型コロナウイルス対策、労働者の生活を守れ！

2020年2月度の相談状況

1. 労働相談の概況

1) 相談者数・件数について

「資料1. 2020年2月 雇用形態別・相談者数・月別集計」より

2020年2月の相談者数は77人で前月（82人）と比べて若干減少し、前年同月（70人）と比べて、若干増加しています。

相談項目数については、108件、一人あたり1.40件となっており、前月（107件）とほぼ同数、前年同月（99件）より若干増加しています。

2) 男女別、雇用形態別相談者数について

「資料1. 2020年2月 雇用形態別・相談者数・月別集計」より

男性47人（61.0%）、女性30人（39.0%）と男性が女性より多く、雇用形態別では、正社員42人（54.5%）、正社員以外35人（45.5%）となっています。

正社員以外では、パートが13人（16.9%）、契約12人（15.6%）、アルバイト5人（6.5%）、派遣4人（5.2%）、求職者1人（1.3%）です。

今回の相談者数は正規労働者が非正規労働者を上回り、男性労働者の相談数は女性労働者の相談数を上回っています。

3) 業種別相談者数について

「資料2. 2020年2月 業種別・相談者数・月別集計」より

業種別相談者は、多業種に分散し、内訳は「卸・小売業・飲食店」16人（20.8%）、「その他サービス業」14人（18.1%）、「社会福祉・介護」11人（14.3%）、「陸運・倉庫業」7人（9.1%）、「建設・設計・重機業」6人（7.8%）、「宿泊・娯楽業」5人（6.5%）、「通信・報道・IT業」3人（3.9%）、「医療・保健・医薬品業」3人（3.9%）、教育・学習支援業3人（3.9%）と続いています。

今月も、「小売業・飲食店」からの相談が増えています。

4) 相談項目（内容）について

「資料3. 2020年2月 相談件数（業種別）」より

相談項目別相談件数では全体で108件です。

「労働契約関係」32件(29.6%)、「賃金関係」21件(19.4%)、「労働時間関係」18件(16.7%)、「雇用関係」11件(10.2%)、退職関係」6件(5.6%)、「保険・税関係」6件(5.6%)、「労働安全関係」6件(5.6%)、「差別等」5件(4.6%)、と続いています。

今月は就業規則、雇用契約に関する相談が増え、更にここ数年、ピーク時と比べて減少傾向にあった解雇、雇止めなどの雇用関係の相談も増えています。

加えて、定番となっている未払い残業代、年次有給休暇(年休)に関する相談も相変わらず高い数値を維持しています。

5) 違法率について

「資料4. 2020年2月 違法件数(相談項目別)」より

相談項目数のうち、違法件数47件、違反率は43.5で、前月(48.6%)より減少しています。

「労働契約関係」12件、「賃金関係」12件、「雇用関係」7件、「労働時間関係」5件、「労働安全衛生」3件、「差別等」3件、「退職関係」2件、「保険・税」2件と続きます。

就業規則が周知されていない、雇用契約書を交付しない、契約の内容が不備、雇用契約の内容を順守しない及び労働条件の一方的な不利益変更、残業手当が支払われない、一方的に解雇された、雇い止めされた、年休が取得出来ない、などの違法行為が増えています。

2. 2月の雇用情勢

2019年10月に消費税の税率を10%に引き上げてから、家計の消費が一層低迷し、新たな消費不況を招いている状態となっています。

中小企業は厳しい経営を強いられていて、ピーク時と比べて減少傾向にあった解雇、雇止めなどの雇用関係の相談も増えています。

ここにきて、新型コロナウイルスの感染拡大で、事業所の営業時間短縮、閉鎖や臨時休業、学校の一斉休校などの動きが出ています。

2月の下旬頃から、新型コロナウイルスの影響に伴う事業所の閉鎖、縮小にともなう解雇、自宅待機などで、労働者の不利益にともなう相談が増えています。

政府は、その場しのぎで、労働者への具体的な生活、雇用対策を示さない状態で、全国の小中高の一斉休校の緊急対策を発表しましたが、共稼ぎで働く労働者にとって、このことに伴う子供の面倒をどうするのか、結局は、職場を休まざるを得ない状況など、さらには事業所の閉鎖、縮小にともなう解雇、自宅待機厳など、生活面の不安が広がっています。

営業時間の縮小などで、労働者を自宅待機させた場合は、法律上、事業主は

労働基準法第 26 条に定める「使用者の責に帰すべき事由による休業」にあたり、休業手当として平均賃金の 60%以上を支払う義務があります。

使用者の責に帰さない場合の判断は、天災地変など使用者の努力ではいかんとも難しい場合に限ります。

2009 年に新型インフルエンザの感染が広がり、今回のケースと同じようなことがおきて、労働者を休業させるケースの場合、当時の厚生労働省では、「使用者の責に帰すべき事由による休業」にあたり、休業手当として平均賃金の 60%以上を支払う義務があると指針を出しています。

労働者が新型コロナウイルスに感染して、休みをとった場合は、休業手当の対象となりませんが、健康保険に加入している人は、要件を満たせば、傷病手当金が支給されます。

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する「雇用調整助成金」の制度があり、今回、新型ウイルスに対応するように、要件を緩和して、非正規雇用労働者にも対象を拡大しています。

もし、企業が閉鎖又は倒産して、賃金、退職金が未払いとなった場合は、未払賃金立替制度があり、未払賃金の 8 割、退職時に年齢に応じて 88 万円～296 万円の範囲で上限があります。

以上、新型コロナウイルス感染の関係は、もちろんのこと、一般的な賃金未払、自宅待機、解雇などで困っている、悩んでいる場合は、ぜひ、当労働相談センターに相談して下さい。

なお、賃金、労働条件を改善するためには、個人の労働者で解決することは難しいものがあります。差別をなくし、公正な待遇の確保を要求していくためには、職場内で労働組合を結成し、又は、一人でも加入できる労働組合、札幌パートユニオンなどに加入し、会社に要求し、改善を求めていくことが必要です。

以上

【項目別参考資料】

資料 1. 2020 年 2 月 雇用形態別・相談者数・月別集計

資料 2. 2020 年 2 月 業種別・相談者数・月別集計

資料 3. 2020 年 2 月 相談件数（業種別）

資料 4. 2020 年 2 月 違法件数（相談項目別）